

寒川町選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項若しくは第86条第4項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定により、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項若しくは第86条第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 13,565

令和6年3月1日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 森 一 光